

中国国際経済貿易仲裁委員会「金融紛争仲裁規則」 (試訳)

川嶋, 四郎
九州大学大学院法学研究院

温, 桂雨
九州大学大学院法学府

<https://doi.org/10.15017/3868>

出版情報 : 法政研究. 70 (3), pp.272-262, 2003-12-18. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

中国国際経済貿易仲裁委員会「金融紛争仲裁規則」(試訳)

川 嶋 四 郎・温 桂 雨 共訳

* 中華人民共和国において、中国国際経済貿易仲裁委員会(CIETAC: China International Economic and Trade Arbitration Commission)の仲裁は、すでに相当の実績を上げているが、同委員会は、ごく最近、金融紛争に特化した「金融紛争仲裁規則」に従い、金融紛争仲裁を開始した。以下では、中国語および英語の双方を対照しつつ、その「金融紛争仲裁規則」の邦語訳を試みた。

なお、以下の翻訳にさいしては、便宜上、「項、号」の数字を付すことにした。ただし、それは、日本の条項等の表記のルールと、必ずしも一致するものではないことを、予めお断りしたい。

金融紛争仲裁規則 (Financial Dispute Arbitration Rules)

中国国際貿易促進委員会／中国国際商会

2003年4月4日制定

2003年5月8日施行

<目次>

第1章 総則

第2章 仲裁手続

第3章 仲裁判断

第4章 附則

附録1 金融紛争における仲裁条項モデル

附録2 金融紛争事件の仲裁費用表

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本規則は、当事者間における金融取引から生じる紛争を、公正かつ迅速に解決するために、制定されたものである。

(仲裁事項)

第2条 1 中国国際経済貿易仲裁委員会（別称：中国国際商会仲裁院、以下「仲裁委員会」と称す）は、仲裁の方式をもって、当事者間のあらゆる金融取引から生じる紛争、または、それと関係ある紛争に対して、独立かつ公正な解決を提供するものとする。

2 本規則にいう「金融取引」とは、内国・外国通貨での金融や内国・外国通貨で表記されたあらゆる種類の金融商品に関する、通貨市場、資本市場、外貨市場、金市場、および、保険市場において、金融機関間および金融機関とその他の法人または自然人との間に生じた取引をいう。それには、以下のものが含まれるが、それらに限定されることはない。

- (1) 消費貸借、
- (2) 預金証書、
- (3) 保証、
- (4) 信用状、
- (5) 有価証券、
- (6) 国債取引および国債ファンド、
- (7) 社債、
- (8) 外貨取立てと外貨送金、
- (9) ファクタリング、および、
- (10) 銀行間の決済約定。

(本規則の適用等)

第3条 1 仲裁委員会が受理した金融紛争事件には、当事者が本規則の適用を約

定している限り、本規則が適用されるものとする。当事者が、その種の約定をしていない場合には、「中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則」が適用されるものとする。

- 2 仲裁委員会は、当事者間で、金融取引から当該紛争が生じたか否か、また、金融取引に関係して当該紛争が生じたか否か、さらに、本規則が当事者間の紛争に適用されるべきか否かをめぐる紛争について、異議申立てに基づきその決定を行う。

(仲裁手続の合意の効力)

第4条 当事者は、仲裁手続について特別の約定をしている場合には、当該当事者間の合意は、仲裁委員会の同意を経た上で、適用されるものとする。

(管轄)

- 第5条
- 1 仲裁委員会は、仲裁契約の存在および効力ならびに仲裁事件の管轄権について、決定する権限を有する。仲裁契約の効力に対して異議が申し立てられた場合に、一方当事者が仲裁委員会にその判断を申し立て、他方当事者が裁判所にその判断を求めたときには、その決定は、裁判所が行うものとする。
 - 2 仲裁契約や仲裁事件の管轄権について異議がある場合でも、仲裁手続の進行に対して影響を生じない。

(仲裁人の選任)

- 第6条
- 1 当事者は、当仲裁委員会の金融専門仲裁人名簿の中から、仲裁人を選任することができる。また、当事者は、当仲裁委員会によって作成された他の仲裁人名簿の中からでも、仲裁人を選任することができる。
 - 2 仲裁人の指定が、仲裁委員会委員長により行われるべきときには、当事者が他の約定している場合を除き、仲裁委員会委員長が、仲裁委員会金融専門仲裁人名簿およびその他の仲裁人名簿の中から、指定することができる。

(仲裁人の署名・認可等)

第7条 仲裁人は、独立書面に署名しなければならない。各当事者によって選定された仲裁人は、仲裁委員会による認可を受けなければならない。仲裁委員会は、その認可または不認可にさいして、理由を付してはならないものとする。

第2章 仲裁手続

(仲裁手続の開始)

第8条 仲裁手続は、仲裁委員会秘書局が仲裁通知書を出した日から開始する。

(仲裁申立書の記載事項等)

第9条 申立人が、仲裁の申立てをするときには、以下のことを行わなければならない。

- 1 特に、次に掲げる情報を記載した仲裁申立書を、提出しなければならない。
 - ① 申立人と相手方の名称、住所および通信の手段（郵便番号、電話、テレックス、ファクシミリ、電信の番号、電子メールのアドレス等を含む）、
 - ② 申立人が依拠する仲裁合意、
 - ③ 事件の事実および争点、ならびに、
 - ④ 請求の趣旨および請求を基礎づける事実と理由。

なお、仲裁申立書は、申立人またはその代理人により、署名および捺印をしなければならない。

- 2 仲裁申立書には、請求を根拠づける事実を基礎づける関連した証拠資料を添付しなければならない。
- 3 仲裁委員会が定めた金融紛争事件仲裁費用表（後掲）の規定に従い、仲裁費用を、予め仲裁委員会に支払わなければならない。

(仲裁委員会秘書局の通知義務)

第10条 仲裁委員会秘書局は、仲裁申立書がその要件を充たすと認めた場合には、

当事者に対して、その申立書を受領した日から5日以内に、仲裁申立書の受理を、書面で通知するものとする。仲裁委員会秘書局は、仲裁申立書が要件を充たさないと判断した場合には、書面をもって当事者に対して不受理およびその理由を通知しなければならない。

(仲裁委員会秘書局による規則等の送付義務)

- 第11条 1 仲裁委員会秘書局は、仲裁申立書の受理を記した仲裁通知書とともに、本規則、仲裁委員会仲裁規則、仲裁委員会金融仲裁人名簿、および、指定されている場合にはその他の仲裁人名簿を、送付しなければならない。
- 2 仲裁委員会秘書局は、仲裁申立書の受理を記した仲裁通知書とともに、相手方に対して、申立人が提出した仲裁申立書、および、それに添付された書証の写し、本規則、仲裁委員会仲裁規則、仲裁委員会金融仲裁人名簿、および、指定されている場合にはその他の仲裁人名簿を、送付しなければならない。

(仲裁廷の構成)

- 第12条 1 仲裁廷は、1名または3名の仲裁人から構成されるものとする。当事者が、仲裁人の員数について特段の定めをしていない限り、仲裁委員会委員長は、仲裁廷が1名の仲裁人で構成するか、それとも3名の仲裁人で構成するかについて、決定を行うものとする。
- 2 仲裁廷が1名の仲裁人で構成される場合には、当事者が別段の定めをしていない限り、申立人と相手方は、最後に仲裁通知書を受け取った一方当事者がその通知書を受け取った日から7勤務日以内に、共同して1人の仲裁人を選任するか、または、その選任を仲裁委員会委員長に委任しなければならない。
- 3 仲裁廷が3名の仲裁人で構成される場合には、当事者が別段の定めをしていない限り、申立人と相手方は、仲裁通知書を受け取った日から7勤務日以内に、各自、1名の仲裁人を選任するか、または、その選任を仲裁委員会委員長に委任しなければならない。しかも、最後に仲裁通知

書を受け取った一方当事者がその通知書を受け取った日から7勤務日以内に、共同して第三の仲裁人を任命するか、または、そうでない場合には、その選任を仲裁委員会委員長に委任しなければならない。第三の仲裁人が、主任仲裁人となるものとする。

- 4 仲裁事件が、複数の申立人または複数の相手方からなる場合には、共同申立人間または共同相手方間で、それぞれ、協議を通じて、1人の仲裁人を任命しなければならない。そうでない場合には、その選任を、仲裁委員会委員長に委任しなければならない。
- 5 当事者が、所定の期間内に仲裁人の選任を行えなかった場合、または、その選任を仲裁委員会委員長に委任できなかった場合には、当事者による別段の定めのない限り、仲裁委員会委員長が、仲裁人を、選任するものとする。

(相手方の答弁書提出義務等)

- 第13条 1 相手方は、当事者による別段の定めのない限り、仲裁通知書の受領の日から15勤務日以内に、答弁書および関連する証拠資料を、仲裁委員会秘書局に提出しなければならない。
- 2 相手方は、当事者による別段の定めのない限り、反対請求およびそれを根拠づける書証がある場合には、それを、上記の期間内に提出しなければならない。

(反対請求に対する申立人の答弁書提出義務)

- 第14条 申立人は、当事者による別段の定めのない限り、相手方の反対請求書を受け取った日から15勤務日以内に、仲裁委員会秘書局に対して、答弁書を提出しなければならない。

(仲裁廷の義務)

- 第15条 仲裁廷は、適切と考えられる方式によって、仲裁手続を進行することができる。仲裁廷は、両当事者を平等に扱わなければならない、かつ、両当事者に

対して、主張および証拠を提出するために合理的な機会を与えなければならない。

(仲裁廷の権限)

第16条 仲裁手続において、仲裁廷は、手続に関する命令を出し、質問書の回答を求め、かつ、審問前の協議期日や予備審問期日を開くことができる。

(証拠等の提出期間)

- 第17条 1 証拠の提出に関する期間が当事者間の合意により定められている場合、または、仲裁廷がその期間を定めた場合には、当事者は、証拠資料を当該期間内に、仲裁廷に提出しなければならない。
- 2 当事者が証拠の提出に関する期間を定めていない場合、または、仲裁廷がその期間を定めていない場合には、当事者は、第1回開廷日の3勤務日前までに、すべての準備書面および関連する証拠資料を、仲裁委員会秘書局に提出しなければならない。
- 3 当事者間で別段の定めがなされている場合、または、仲裁廷が別段の定めをした場合を除き、仲裁廷は、証拠の提出に関する期間を徒過して提出された準備書面や証拠資料の受領を、拒否することができる。

(当事者の合意による審問の開催)

第18条 当事者間で別段の定めがなされた場合にも、仲裁廷は、審問を開くべきか否かについて、判断しなければならない。審問が開かれる場合には、仲裁委員会秘書局は、遅くとも事前に計画された開廷日の10勤務日前までに、開廷通知書を両当事者に送達しなければならない。

(期間の伸長)

- 第19条 1 仲裁委員会秘書局長の同意がある場合には、第12条が定める期間は、伸長することができる。
- 2 仲裁廷の同意がある場合には、第13条、第14条および第18条に定める

期間は、個別に伸長することができる。

(仲裁地)

- 第20条 1 両当事者は、仲裁地を合意することができる。その合意がない場合には、仲裁委員会または分会の所在地を、仲裁地とみなすものとする。
- 2 当事者が別段の定めをしている場合を除き、仲裁廷は、適切と考える場所において、当事者間の金融紛争に関する審問またはその他の諸活動を行うことができる。

第3章 仲裁判断

(適用法規)

第21条 強行法規が存在する場合を除いて、渉外的な要素をもつ事件における当事者は、本案の実体問題に適用されるべき法規について、合意を行うことができる。当事者がそのような合意をしていない場合は、仲裁廷は、適切と判断する法規を適用することができる。あらゆる事件において、仲裁廷は、契約の条項、通商の慣習および基準を斟酌しなければならない。かつ、公平および合理性の原則に従わなければならない。

(仲裁判断)

- 第22条 1 当事者が別段の定めをしていない限り、仲裁廷は、仲裁廷を構成した日から45勤務日以内に、仲裁判断を言い渡さなければならない。
- 2 仲裁廷の要請がある場合には、仲裁委員会秘書局長は、期間の伸長が真に必要かつ正当であると判断する限り、第1項に定めた期間を伸長することができる。ただし、各回における期間の伸長については、15勤務日を超えて行うことは許されない。

(起案の提出)

第23条 仲裁人は、仲裁判断書に署名する前に、仲裁判断書起案を、仲裁委員会に

提出しなければならない。仲裁人の独立の原則に影響を及ぼさない限り、仲裁委員会は、仲裁判断書に付随する事項に、仲裁人の注意内容を記すことが許される。

第4章 附則

(必要な書式の付与)

第24条 仲裁に付随するすべての文書、通知書および資料は、仲裁委員会秘書局によって、交付、書留郵便、速達郵便、ファクシミリ、テレックス、電信、電子メール、または、その他仲裁委員会秘書局が適切と考える方式で、当事者またはその代理人に対して、付与されなければならない。

(勤務日の定義)

第25条 当事者間に別段の定めがある場合、または、仲裁廷が特別の定めをしている場合を除き、本規則における勤務日は、すべて仲裁委員会の所在地の勤務日をいうものとする。

(本規則の優先、規則の欠缺)

第26条 1 本規則の規定が「中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則」と抵触する場合には、本規則の規定が優先するものとする。
2 本規則の規定しない事項に関しては、「中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則」の規定を適用するものとする。

(本規則の統一的適用)

第27条 本規則は、仲裁委員会および各分会において、統一的に適用されるものとする。各分会で仲裁手続が行われる場合には、仲裁委員会委員長、仲裁委員会秘書局および仲裁委員会秘書局長により遂行される本規則上の職務および義務は、仲裁委員会委員長から授権された副委員長、仲裁委員会分会の秘書局、および、仲裁委員会分会の秘書局長によって、個別に遂行されるものと

する。

(解釈の権限)

第28条 本規則を解釈する権限は、仲裁委員会に与えられるものとする。

附録1 金融紛争における仲裁条項モデル

本契約または本取引により発生し、または、それと関係のあるあらゆる紛争は、すべて中国国際経済貿易仲裁委員会に、その仲裁の申立てを行わなければならない。かつ、その仲裁は、本仲裁委員会の金融紛争仲裁規則に従って行われなければならない。

附録2 金融紛争事件の仲裁費用表

紛争金額(人民幣-中国元)	仲裁費用 (人民幣-中国元)
1,000,000元以下	紛争金額の1.5%、最低8,000元
1,000,000元 ～5,000,000元	15,000元+係争金額1,000,000元以上部分の1%
5,000,000元 ～50,000,000元	55,000元+係争金額5,000,000元以上部分の0.75%
50,000,000元以上	392,500元+係争金額50,000,000元以上部分の0.5%

仲裁の申立てをするときには、申立費用として、人民幣10,000元が必要である。その中には、仲裁申立てに関する審査費用、仲裁手続を開始するための費用、コンピュータ管理のための費用、および、書類のファイルのための費用等が含まれる。

仲裁の申立時において、係争金額が未だ確定していない場合、または、特殊な事情がある場合には、仲裁費用は、仲裁委員会秘書局または仲裁委員会分

会の秘書課によって、その金額が確定される。

外貨で仲裁費用が支払われる場合には、その金額は、本仲裁費用表の規定に基づいて、人民元に相当する金額の外貨とする。

仲裁委員会またはその分会は、この仲裁費用表に基づく仲裁費用とは別に、「中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁規則」の規定により、その他の合理的かつ現実の費用を取り立てることが許される。